

相談急増！「お試し」のつもりが定期購入に！？ －低価格等をうたう広告をうのみにせず、契約の内容を きちんと確認しましょう－

消費者が通信販売で「健康に良い」「ダイエット効果あり」「バスタップ効果あり」や「有名女優も使用」とうたう広告を見て、商品を通常価格より安い価格で購入したところ、実際は定期購入契約だったというトラブルが急増しています。

定期購入をめぐるトラブルでは、消費者が自主的に停止手続きをしないと自動で定期購入へ切り替わってしまうという相談の他、消費者の認識が「お試し」「1回だけ」でありながら実際には定期購入契約になっているという相談が多く寄せられています。

また、解約を申し出ようとしたところ、「事業者へ電話が繋がらない」「初回価格だけ支払えばよいと思っていたのに事業者から通常価格を請求された」という相談もみられます。

そこで、最近の定期購入トラブルについて、相談事例やアドバイスをまとめましたので、ご注意ください。

定期購入トラブル相談事例



【事例1】

サプリメントを初回お試し価格として購入。体に合わず解約を申し出たが、定期購入だとして拒否された。



【事例2】

通信販売でお試し価格 500 円の健康食品を注文した。一度限りだと思ったが 2 回目が届いた。解約したいが電話が繋がらない。



【事例3】

通信販売で青汁を注文したら定期コースだった。毎月商品が届くが中止し返品したい。

【事例4】

SNS で知った化粧品の無料お試しを注文したら定期購入になった。解約したい。

(注) SNS＝ソーシャル・ネットワーキング・サービスとは、自己のプロフィールを登録・公開することでインターネット上において友人・知人等とつながり、交流できるウェブサイト・サービスのこと。

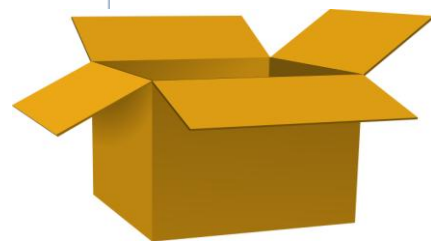
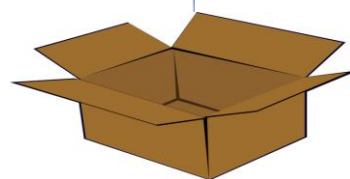


アドバイス

- ① 事業者への解約の申し出が困難なケースが多いため、契約内容や解約条件を確認しましょう。
- ② 不安に思えたり、トラブルになった場合は、消費生活センターに相談しましょう
- ③ 体調を崩してしまった際は、すぐに商品の使用を中止して、それでも状態が改善しない場合は、速やかに医師の診断を受けましょう。

商品注文前のチェックポイント

- 事業者名や連絡先等の記載があるか
 - 契約内容や解約条件について記載があるか
- 記載がある場合は
- 【契約の内容】
 - ・ 定期購入が条件になっていないかどうか
 - 【解約の条件】
 - ・ 定期購入期間内に解約が可能か
 - ・ 解約の申し出先や方法



国民生活センターホームページより引用

八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日（祝日・年末年始を除く）
※クリエイトホール休館日は電話相談のみ
午前9時～午後4時30分

（相談専用電話） **042-631-5455**

- *相談は無料、秘密は厳守します。
- *土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。



八王子市消費生活センター（開館：午前8時30分～午後5時）
〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階
☎631-5456 FAX643-0025